

貨物自動車運送事業における

運輸安全マネジメント の取り組みについて



国土交通省

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関



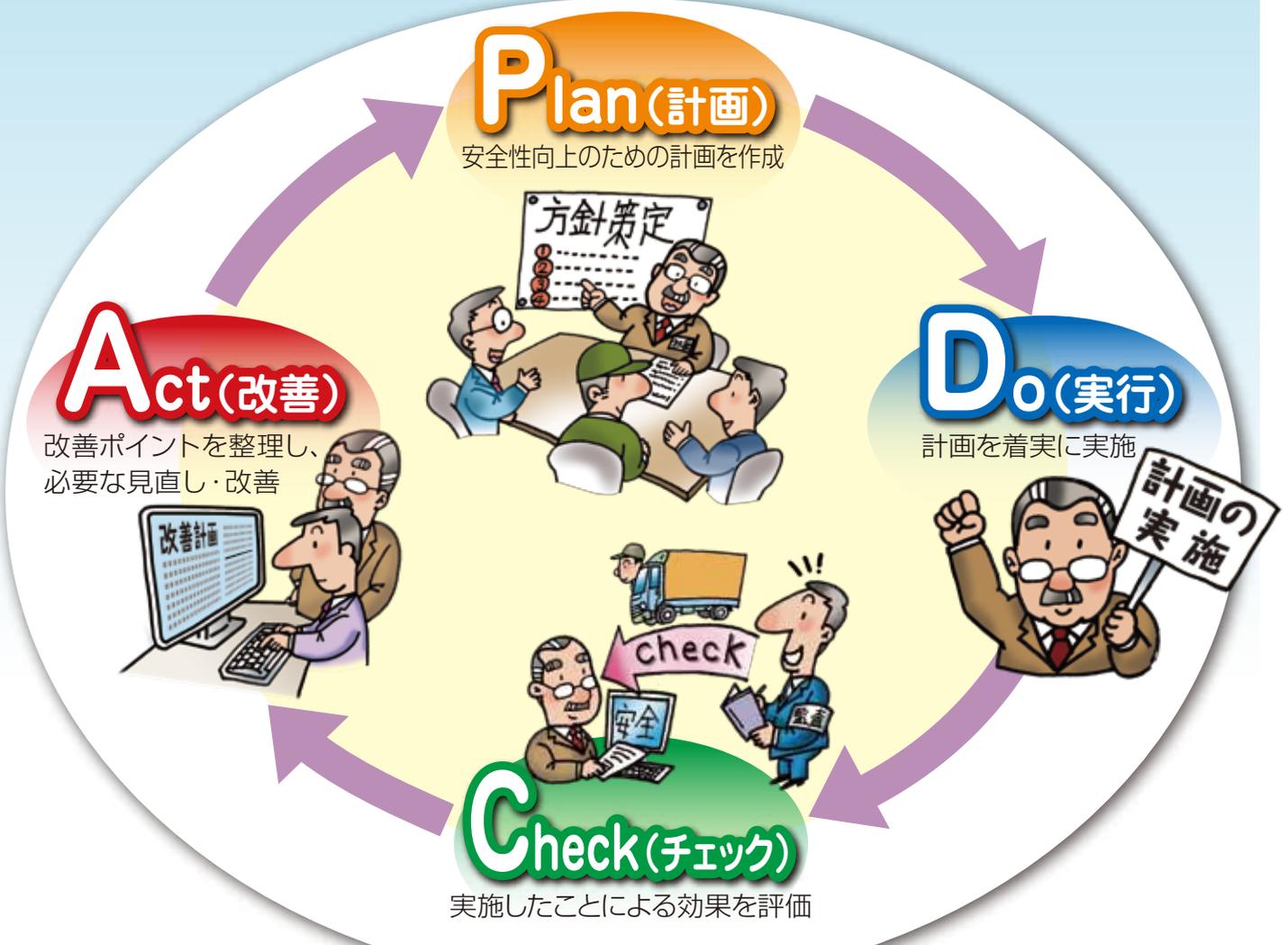
公益社団法人
全日本トラック協会

「運輸安全マネジメント」とは…

輸送の安全確保が最も重要であるという意識を社長から全ての運転者まで共有し、一体となった安全管理体制を構築するとともに、その体制を継続的に改善し、輸送の安全性を高めていくことを目的とした制度です。

何をすれば良いのか…

「Plan(計画)」▶「Do(実行)」▶「Check(チェック)」▶「Act(改善)」を継続的に繰り返すことによって、輸送の安全のレベルアップを図ります。また、毎事業年度にその取り組み内容を公表しなければなりません。



取り組み内容の公表

公表場所 本社及び全営業所

公表手段

自社ホームページ



営業所等利用者が出入りする
自社施設に
おける掲示



- ・報道機関へのプレス発表
- ・自社広報誌等への掲載

1

経営トップの責務

経営トップは、運輸安全マネジメント制度の中核です。安全管理体制を適切に機能させるため、リーダーシップを発揮し、担うべき役割を的確に果たしましょう。



(経営トップの取組の例)

- ・関係法令等の遵守、安全最優先の原則を社内へ徹底させる。
- ・発生した事故等の内容を報告させ、必要な対策を指示する。

Plan (計画)

2

安全方針

輸送の安全の確保に関する基本理念として、安全管理にかかわる全体的な意図及び方向性を明確に示した『安全方針』を作成し、社内に周知徹底しましょう。

(安全方針の例)

- ・「輸送の安全はわが社の根幹」
- ・「安全運行はプロドライバーの社会的使命」
- ・「輸送の安全が第一」等

※安全方針には、「法令や社内規則を守ること」、「輸送の安全が第一であること」、「安全管理体制を継続的に改善すること」等を明記しましょう。

(社内周知の例)

- ・安全方針の各営業所等への掲示
- ・安全方針等を記載した社員手帳・携帯カードの社員配布
- ・社内報や社内イントラ等への掲載
- ・社内教育での安全方針に関する周知・指導 等



3

安全重点施策

安全方針に沿い、かつ、自社の安全に関する課題に基づき、年に1回輸送の安全の確保に関する『目標』を設定し、目標を達成するため必要な『計画』を作りましょう。

(目標の例)

- ・「人身事故ゼロ」
- ・「物損事故 対前年度比〇%減」
- ・「酒気帯び運転、速度超過の撲滅」 等

※目標は、その達成状況が把握することができるよう、目標年次を定め、可能な限り数値的な目標とし、外部の者も容易に確認しやすいものにしましょう。

(計画の例)

- ・ヒヤリハット報告会の実施計画
- ・▲▲研修の受講計画
- ・安全装置の導入計画 等

※目標の達成のため、ドライバーの安全教育など計画的に取り組むとよいでしょう。



運輸安全マネジメントに積極

Do (実行)

4 安全統括管理者の責務

安全統括管理者は、安全管理体制の推進役として、経営トップの指示のもと、安全管理体制のPDCAサイクルを回していきましょう。

(安全統括管理者の取組の例)

- ・安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する。
- ・安全管理体制の実施状況及び改善の必要性等を経営トップに適時、適切に報告する。

5 要員の責任・権限

輸送の安全の確保に向けた取組を適切に実施していくため、関係者の責任・権限を明確に定め、内部にしっかり周知しましょう。

(社内周知の例)

- ・「安全管理規程」「組織規程」等に、要員の責任と権限を明記し、社内に周知する。

6 情報伝達及びコミュニケーションの確保

経営管理部門から現場の管理者・運転者等への的確な情報伝達及びコミュニケーション手段を確保し、風通しのよい組織を作りましょう。

(情報伝達及びコミュニケーション確保の例)

- ・情報の各営業所への掲示を行う。
- ・安全に関する各種会議・社内教育で周知する。
- ・定期的に営業所において、現場の管理者や運転者等との輸送の安全に関する意見交換会を行う。
- ・小集団活動によりコミュニケーションの活性化を図る。

※運転者等から安全に関する意見等を聞くことによって、安全上の問題点や反省すべき事項がないかを考えることが必要です。



ポイント

これまで示した取り組みはあくまで参考事例です。

大事なことは、まずやってみることです。

各社の実状を踏まえ「チェック(Check)」、「改善(Act)」の結果を次の「計画(Plan)」に活かし、繰り返し改善することが重要です。

的に取り戻り組んでいきましょう。

- 7** 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用
現場で起きる事故、ヒヤリ・ハット等を収集・分類・整理し、原因を分析して、事故、トラブルの防止を図りましょう。

(情報収集・活用の例)

- ・発生した事故の原因を、多角的に分析して、再発防止に努める。
- ・ヒヤリ・ハット情報を収集・分類・整理して、原因分析を行い、必要な対策を実施する。

- 8** 重大な事故等への対応
大きな事故等が発生したときは、特に発生直後の対応によって被害の大きが大きく左右されます。あらかじめ対応ルールを定めておきましょう。

(重大な事故等への対応の取組例)

- ・重大事故等が発生した際の対応手順を定め、年1回全社的な訓練を行い、その結果を次年度の訓練等に反映する。

- 9** 関係法令等の遵守の確保
輸送の安全に必要な関係法令、通達及び事業者で定める規則を遵守するとともに、安全統括管理者等は、それらの遵守状況を定期的に確認しましょう。

(関係法令等の遵守の確保の取組例)

- ・通達や業界団体からの情報を積極的に集め、随時、関係法令等の遵守の重要性を周知徹底する。

- 10** 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等
安全管理体制を適切に運営し、安全文化を保っていくため、経営管理部門及び運転者等に対し、定期的・計画的に必要な教育・訓練等を実施しましょう。

(教育・訓練等の例)

- ・経営陣全員に対して年1回「安全マネジメントのコンセプト」教育を実施する。
- ・現場に限らず、全社員に対して安全確保についての教育を実施する。

Check (チェック)

- 11 内部監査**
安全管理体制の社内チェックを少なくとも1年毎に行うことにより、安全管理体制の課題及び問題点等を明らかにしましょう。

(社内チェックの例)

- ・安全目標の達成状況と安全管理の取組状況を確認する。
 - ・必要に応じて、親会社、グループ会社、協力会社、民間の専門機関等を活用する。
- ※重大な事故等が発生した場合には、緊急に社内チェックを行う必要があります。



Act (改善)

- 12 マネジメントレビューと継続的改善**
明らかになった課題等を踏まえ、少なくとも1年毎に、経営トップが主体的に関与して安全管理体制を評価し、継続的に見直し・改善を行いましょ。

(マネジメントレビューの例)

- ・社長が出席する年度末の経営会議で内部監査の結果等をもとに、安全管理体制全般の見直し・改善を行う。



- 13 文書の作成及び管理**
安全管理体制の運営に必要なルールについて、誰もがわかるように文書化し、管理しましょう。

- 14 記録の作成及び維持**
適切な取組をしているかどうかをチェックできるように、取組の記録を作成し、管理しましょう。



輸送の安全に関するPDCAサイクル

1 経営トップの責務

経営トップは、安全管理体制に主体的かつ積極的に関与し、リーダーシップを発揮



2 安全方針

安全方針を策定・周知

3 安全重点施策

安全重点施策には、達成すべき目標とそれを達成していくための取組計画が含まれます。



4 安全統括管理者の責務

5 要員の責任・権限

6 情報伝達及びコミュニケーションの確保

7 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用

8 重大な事故等への対応

9 関係法令等の遵守の確保

10 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等



11 内部監査

自社の安全管理体制の構築・運用状況の社内チェックを少なくとも1年毎に実施（重大事故等の場合は随時）



12 マネジメントレビューと継続的改善

少なくとも1年毎に、経営トップが主体的に関与して、安全管理体制を評価し、必要に応じて見直し・改善



13 文書の作成及び管理

14 記録の作成及び維持

《 輸送の安全にかかわる情報を公表しなければなりません 》

● 事業者は、毎年度、

- ・輸送の安全に関する基本方針
- ・輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況
- ・自動車事故報告規則第2条の事故に関する情報(総件数及び類型別の件数)

を公表しなければなりません。

● また、事業者は、輸送の安全にかかわる行政処分を受けた場合には、

- ・当該処分の内容
- ・講じた措置
- ・講じようとする措置

を、随時、公表しなければなりません。

事業用貨物自動車の保有車両数が200両以上※の事業者は、次の取り組みを行う必要があります!

※被けん引自動車を除く。

1.『安全管理規程』の設定及び届出

- (1)輸送の安全確保のための基本的な方針、実施の計画、管理体制等に関する事項を設定する。
- (2)設定した安全管理規程を運輸支局に届出する。

2.『安全統括管理者』の選任及び届出

- (1)事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある等、一定の条件を満たす者を選任する。
- (2)選任した安全統括管理者を運輸支局に届出する。

3.加えて公表すべき事項

- ・安全管理規程
- ・輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- ・輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
- ・輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- ・輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- ・安全統括管理者に係る情報



「運輸安全マネジメント」について詳しく知るには…

国土交通省 運輸安全マネジメント 案内ページ▶

運輸安全マネジメント

検索

「運輸安全マネジメント」のメールマガジン

国土交通省では運輸安全マネジメント制度をはじめとした運輸の安全について理解をさらに深めていただくため、メールマガジン「運輸安全」を発行しています。メールマガジンの配信を希望される方は…

メルマガ 運輸安全

検索

各地方運輸局に相談窓口を設置しています

国土交通省 ☎ 03-5253-8111(代表)
北海道運輸局 自動車交通部 ☎ 011-290-2711(代表)
東北運輸局 自動車交通部 ☎ 022-299-8851(代表)
北陸信越運輸局 自動車交通部 ☎ 025-285-9000(代表)
関東運輸局 自動車交通部 ☎ 045-211-7204(代表)
中部運輸局 自動車交通部 ☎ 052-952-8002(代表)

近畿運輸局 自動車交通部 ☎ 06-6949-6404(代表)
中国運輸局 自動車交通部 ☎ 082-228-3434(代表)
四国運輸局 自動車交通部 ☎ 087-802-6715(代表)
九州運輸局 自動車交通部 ☎ 092-472-2312(代表)
沖縄総合事務局 運輸部 ☎ 098-866-0031(代表)